公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１１７８号
堺市堺区中之町西３丁１番20―302号
債務者　佛願　清士
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
長野県上田市真田町傍陽4548番地、住民票上の住所長野県上田市真田町傍陽4553番地
債務者　堀内　優子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝澤　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１８５号
名古屋市中川区大地１番地の１　万場北荘Ｔ－２棟203号新福初子方、住民票上の住所愛知県一宮市新生３丁目６番30号　中沢ビル302号
債務者　新福　義哉
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堤　こずゑ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４号
京都府福知山市東平野町165番地
債務者　上芝加代子（旧姓審良）
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　平一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
静岡市駿河区手越447―６、住民票上の住所神奈川県座間市四ツ谷772番地の１　イマージュ105号
債務者　大山　正国
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　雄児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６９号
長崎県佐世保市三浦町20番４号　グランデュアルカスパレス603号、旧住所大分県由布市湯布院町川上2902番地３
債務者　古井　直樹
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　久典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
埼玉県比企郡小川町大字大塚462番地４
債務者　安井　和恵（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　純二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２５１２号
札幌市豊平区中の島２条５丁目１番15―102号
債務者　久保田純也
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹間　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４４号
札幌市白石区北郷２条７丁目１番20号
債務者　工藤　芳久
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木貴教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２号
北海道旭川市永山10条５丁目２番13号　テミールＢ102号室
債務者　北村　　透
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月５日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７３号
大分県由布市湯布院町川北1286番地１　谷官舎Ａ106
債務者　房村　祥子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津島　成治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７８７号
名古屋市緑区鳴海町字小森48番地の１　シティファミリー鳴海小森Ａ棟304号
債務者　嶋　　博文
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安積　孝師
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６９６号
静岡県富士市依田橋町４番30号
債務者　相澤　範行
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　絵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７号
さいたま市中央区上落合３丁目10番２―1005号、申立時の住所長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町71番地　エトワール71　101号
債務者　等々力憲一
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　利夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
長野地方裁判所佐久支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７０６号
札幌市手稲区手稲本町２条５丁目４番26―902号
債務者　高桑　啓介
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部